

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 3 月13日

【会社名】 株式会社ガーラ

【英訳名】 GALA INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループCEO 菊川 暁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,835,274円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
304,845,674円  
(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	15,958個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	4,835,274円
発行価格	新株予約権1個につき303円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.03円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月31日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
払込期日	平成26年3月31日(月)
割当日	平成26年3月31日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

(注) 1. 株式会社ガーラ第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年3月13日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととしたします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものとしたします。
5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,595,800株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、188円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>304,845,674円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 恵比寿支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金303円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
---------------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
304,845,674	2,000,000	302,845,674

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額4,835,274円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額300,010,400円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用1,500,000円、免許税及び司法書士報酬200,000円、株式上場手数料300,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額302百万円につきましては、当社事業資金及び当社連結子会社(株)ガーラポケット(日本)並びに当社連結子会社Gala Lab Corp.(韓国)のスマートフォンアプリ事業資金(スマートフォンやタブレット向けのゲームアプリ等の開発・提供)に全額充当する予定であります。

当社連結子会社(株)ガーラポケットは、主に海外のアプリ市場向けとするスマートフォンアプリ事業会社であります。このスマートフォンアプリ事業資金に50百万円を予定しております。これは「当社グループ未参入カテゴリ」のアプリ開発費用20百万円で支出時期は平成26年4月から6月、「外国人の日本のゲームオタク向けSNS」構築費用20百万円で支出時期は平成26年10月から12月、「日本企業が開発したアプリの海外展開の支援」としての翻訳等の外注費として10百万円で支払時期は平成26年4月から平成28年3月の間に翻訳業務委託発生時に支出予定であります。

当社連結子会社Gala Lab Corp.は、当社グループにおける開発会社の位置付けであり、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業ともに自社ゲームの開発を主たる事業としております。同社のスマートフォンアプリ事業資金に150百万円を充当する予定であります。これはゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)の多言語版開発や、「自社開発PCオンラインゲームのアプリ版の開発」にかかる人件費であり、平成26年4月から平成28年3月の間に毎月月額分が支出となります。同社では、平成26年3月から平成26年9月までの間にゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)Android版の早期収益化が最重要課題であり、このため、各国での通信環境対応のチューニングやデバッグ等により完成度を高める開発を進める必要があります。そのため、当該資金の全額を確実な資金調達手段である別件第三者割当増資による資金調達といたしました。なお、平成26年10月以降の同社スマートフォンアプリ事業資金の上記による充当は、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)Android版のサービス状況、経営状況や財政状態を鑑み計画を実施する必要があり、変動要素が大きいことから、本新株予約権の行使による資金調達といたしました。また、平成26年10月以降はサービス提供したゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)の収入を充当することも予定しております。

上記の連結子会社におけるスマートフォンアプリ事業資金は、当社から貸付若しくは追加出資(当社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を想定しております。)とする予定であります。

当社は持株会社としての事業資金に102百万円を充当する予定であります。これは主に平成27年4月以降の毎月発生する人件費、事務所賃借料、上場維持に伴う費用等の支出に対し、当社の収入で不足する場合に充当する予定であります。また、当社若しくは連結子会社において予定していなかった資金需要が発生した場合に充当する予定であります。当社の持株会社としての事業資金は別件第三者割当増資により平成27年3月期分の不足見込み資金の全額を調達できること、また、上記各連結子会社の収益化の実現が優先であるため、本新株予約権の行使による資金調達では、上記各連結子会社事業資金の充当後の残高である102百万円を充当することといたしました。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(300百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、各社における開発に係る人件費及び固定費の支出に優先的に充当し、外注費に係る支出予定時期は開発時期や支出時期を調整するとともに、スマートフォンアプリ開発の規模縮小による人件費の削減又は開発の延期若しくは中止、小規模アプリの開発縮小又は中止等の対応を取るとともに、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

また、上記連結子会社の資金使途につきましては、当社グループの経営状況及び財政状態により、計画の規模や時期の変更・停止・中止が比較的可能であるため、本新株予約権の行使状況により計画を推進することが可能であり、別件第三者割当増資によつての資金調達ではなく、本新株予約権における資金調達と判断いたしました。

なお、平成25年9月17日付の第三者割当増資で調達した88百万円の資金使途につきましては、平成25年9月に連結子会社Gala Lab Corp.にスマートフォンアプリ事業資金として30百万円、金融機関借入の返済の一部充当として5百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、連結子会社(株)ガーラウェブへ借入金の返済として15百万円を支出し、平成25年10月に本社事務所移転費用5百万円を支出し、平成25年11月に連結子会社(株)ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として5百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、当社の持株会社としての事業資金として28百万円を平成25年9月から平成26年1月に支出と、調達資金の全額を充当いたしました。



平成26年1月27日付の第三者割当増資で調達した99百万円の資金使途につきましては、平成26年1月に連結子会社Gala Lab Corp.にスマートフォンアプリ事業資金として25百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、(株)ガーラウェブへ借入金の返済として15百万円を支出し、連結子会社(株)ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として5百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、平成26年2月に連結子会社Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金として10百万円、金融機関借入の返済の一部充当として15百万円を貸付け(金利:5.76%、返済期限:平成26年3月)、当社の持株会社としての事業資金として17百万円を平成26年1月から平成26年3月に支出しており、平成26年2月末において、調達資金の残額は12百万円となっております。

上記の充当は、平成25年8月30日提出の有価証券通知書及び平成26年1月10日提出の有価証券届出書に記載の資金使途から変更となりましたが、連結子会社(株)ガーラポケットへの貸付はグループ内部への支払資金不足の対応であり、連結子会社(株)ガーラウェブの返済は当社が持株会社としてのグループ内金融機能により実施しており、連結子会社Gala Lab Corp.の金融機関借入返済分の貸付は、同社が債務超過であることから急遽金融機関への返済が確定することとなったことで、当社が持株会社としての金融機能として対応したものであります。

なお、連結子会社(株)ガーラポケット及び連結子会社Gala Lab Corp.へ貸付けた資金は各連結子会社における人件費及び事務所賃借料並びにその他経費の資金支出に全額充当しており、連結子会社(株)ガーラウェブへ返済した資金は同社が現金及び預金で保有しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、「第1募集要項 1[新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)](1)[募集の条件] 欄外(注)2」に記載の「総数引受契約」の締結日から6か月間、ロックアップ対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行(ただし、株式分割は含まない。)もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。)又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。ただし、Oakキャピタル株式会社の書面による承諾を受けた場合はこの限りではありません。なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅いたします。

「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいいます。

## 2. 先買権について

### 1. 新株発行等の手続

当社は、本契約の締結日から2年間(ただし、ロックアップ期間においては、上記「1. ロックアップについて」の定めに従う。)株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)(以下、「本追加新株式等」という。)を発行もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各規定を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する「本新株予約権」の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- (1) 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、「本追加新株式発行等」を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(「本追加新株式等」の種類、価額、数量、払込期日、割当予定先/引受予定先(以下、「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下、「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- (2) Oakキャピタル株式会社は、「本通知書」を受領後速やかに、「本通知書」に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下、「応諾通知」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等を「本通知書」に記載された条件・内容により、引受けることができる。
- (3) 当社は、前号に従いOakキャピタル株式会社から「応諾通知」を受領しなかった場合のみ、「本通知書」に記載された条件・内容に従い、「提案先」に対してのみ、「本追加新株式発行等」を決議することができる。
- (4) 当社は「本追加新株式発行等」を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

### 2. 例外

前項の定めは、次の各規定の定める場合には、適用されないものとする。

- (1) ストックオプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないとき
- (2) 「開示書類」に記載された既発行の第8回乃至第14回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が「開示書類」に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- (3) 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

### 3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株発行等の手続」に従わずに「本追加新株式発行等」の発行決議を行った場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は以下の各号を行わなければならない。

- (1) 当該発行決議時点においてOakキャピタル株式会社が保有する当社の株式を、発行価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- (2) 当該発行決議時点においてOakキャピタル株式会社が保有する「本新株予約権」を、払込価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

## 3. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成26年3月13日付の取締役会決議により、本新株予約権と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株式の発行(以下「別件第三者割当増資」という。)を決議しております。

(1) 払込期日	平成26年3月31日
(2) 株式の種類及び数	普通株式1,389,600株
(3) 発行価額	割当予定先: Oakキャピタル株式会社 1株当たり178円 割当予定先: 菊川 暁 1株当たり188円
(4) 発行価額の総額	250,008,800円
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先: Oakキャピタル株式会社 1,123,600株 割当予定先: 菊川 暁 266,000株

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	O a kキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第152期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第2四半期 (自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月7日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第153期第3四半期 (自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月7日 関東財務局長に提出</p>

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回割当予定先としてO a kキャピタル株式会社を選定した理由は、当社代表取締役が、当社の資金調達を外部から行うことを検討するに当たり、知人など周囲の情報をもとに検討した結果、同社はゲーム開発会社への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、信頼できる投資会社であると判断し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のO a kキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富です。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業に強みを持ち、具体的な例として、O a kキャピタル株式会社は、投資先向け新事業の創出として、株式会社フライトホールディングス（東証マザーズ 3753）、株式会社ソフトフロント（東証JQG 2321）、東京リスマチック株式会社（東証JQS 7861）に向けてスマートフォンから郵便手紙が送れる「デジタル郵便」の事業を立案しております。そのプロジェクトには、株式会社日立システムズ、富士フイルム株式会社も参加しております。また、同社は、投資先の事業支援として株式会社フライトホールディングスの電子決済サービス事業の立ち上げに当たって決済引受け先として、三菱UFJニコス株式会社との業務提携の構築を行いました。その結果、株式会社フライトホールディングスの業績は平成26年3月期第3四半期決算において売

上高15.9億円、四半期純利益1.9億円と増収増益になり、また、時価総額は7.7億円(年初来安値 平成25年2月18日)から355.8億円(年初来高値 平成25年11月26日)に増大するなど、株式会社フライトホールディングスの企業価値を大幅に高めることに成功しております。

当社は、Oakキャピタル株式会社の企画提案力、他企業とのネットワーク構築力、新事業の創出能力が、今後の当社が推進する事業展開において、顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが期待できると判断しました。

なお、Oakキャピタル株式会社は、これまでにおいて、新株式及び新株予約権等の払込を確実に実行した実績を有しております。また、新株予約権の行使状況においても、直近の事例として、株式会社ソフトフロントが平成25年7月23日に発行した新株予約権(行使総額200百万円)及びセーラー万年筆株式会社(東証2部 7992)が平成24年11月29日に発行した新株予約権(行使総額385百万円)については、すべての新株予約権の権利行使が完了しております。

d 割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は1,595,800株であります。

e 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成26年2月27日に行った当社との面談において、同社は当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で表明しております。

なお、当社が新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から別件第三者割当増資及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、当社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、当社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、当社及びその役員と暴力団等の関係があることを認めることはできませんでした。また、当社から出資申入れがなされた後に実施した当社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチャー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号:代表取締役 荒川一枝)による調査結果も参考にし、当社は、当社、当社役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成26年3月12日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0.00%)、割引率(リスクフリーレート0.079%)、ボラティリティ(74.14%)、本新株予約権に付された150%での当社の取得条項(当該条項の詳細は、「1[新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)](2)[新株予約権の内容等]表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10.0%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(平成26年4月1日から平成28年3月31日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の払込金額を303円(1株当たり3.03円)と算定しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金303円(1株当たり3.03円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成26年3月12日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の188円と同額の188円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均182.45円に対する乖離率は3.04%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均213.30円に対する乖離率は11.86%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均194.08円に対する乖離率は3.14%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(全員社外監査役)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

### (2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

別件第三者割当増資により発行される株式数は1,389,600株(議決権の数は、13,896個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数1,595,800株(議決権の数は、15,958個)及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の株式数550,000株(議決権の数は5,500個)並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の株式数416,000株(議決権の数は4,160個)を合算すると3,951,400株(議決権の数は39,514個)となり、前々回第三者割当増資の決議日の平成25年8月30日における当社の発行済株式数10,623,000株(議決権数106,230個)に対して37.20%(議決権の総数に対する割合は37.20%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,595,800株に係る割当議決権数は15,958個となり、別件第三者割当増資により発行する株式の総数1,389,600株に係る割当議決権13,896個及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の議決権5,500個並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の議決権4,160個を合算すると議決権の数は39,514個となり、平成25年8月30日における当社の議決権数106,230個に占める割合が37.20%(本新株予約権行使分:15.02%、別件第三者割当増資分13.08%、平成25年9月17日付第三者割当増資分5.18%、平成26年1月27日付第三者割当増資分3.92%)となります。したがって、割当議決権数が総

株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
菊川 暁	東京都港区	3,953,100	33.91%	4,219,100	28.81%
O a kキャピタル (株)	東京都港区赤坂8-10-24	-	-	2,719,400	18.57%
宗教法人宗三寺	神奈川県川崎市川崎区砂子 1-4-3	314,400	2.70%	314,400	2.15%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	169,200	1.45%	169,200	1.16%
菊川 匡	東京都千代田区	120,000	1.03%	120,000	0.82%
野村證券(株)	東京都中央区日本橋1-9-1	97,200	0.83%	97,200	0.66%
野村證券(株) ネット&コール	東京都千代田区大手町 2-2-2	70,700	0.61%	70,700	0.48%
小林 一郎	和歌山県日高郡日高川町	70,200	0.60%	70,200	0.48%
伊藤 誠	東京都世田谷区	59,500	0.51%	59,500	0.41%
須藤 甚吉	栃木県小山市	45,000	0.39%	45,000	0.31%
計	-	4,899,300	42.02%	7,884,700	53.84%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成25年10月1日付の株式分割(1:100)及び当社において把握している平成25年9月30日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月13日現在の発行済株式総数に、別件第三者割当増資による発行株式1,389,600株及び本新株予約権の目的となる株式の数1,595,800株を加えた株式数によって算出しております。

3. 平成26年3月13日現在の発行済株式総数は11,658,200株であります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

### 資金調達目的

当社は昨年より、オンラインゲーム事業からスマートフォンアプリ事業へ主要事業のシフトを進めております。そのために、次期(平成27年3月期)以降の当社及び各連結子会社の事業開発資金の調達を喫緊の経営課題とし、資金調達の手段を様々な選択肢より広く検討してまいりました。

当社事業であるゲーム市場を取り巻く環境は、ブロードバンド普及やユーザ嗜好の多様性などによって日々変化し、ユーザ獲得競争が一層激しくなっております。従来のコンソール型や携帯型、PCを中心としたオンラインゲームから新世代端末であるスマートフォンやタブレットなどへのデバイス及びプラットフォームが大きく変化する現在は、当社がリーディングカンパニーとなるための重要な移行期と位置づけ、当社は自社の企画力や開発力などの強みを存分に活かし、競争優位性確立を早期に獲得することを目指しております。

上記の当社グループの状況から短期間で資金調達を行う必要があるため、事前準備及び募集期間に一定の時間を要する公募増資又は株主割当を選択することは適切でない判断し、資金調達の確実性を重視し、第三者割当による資金調達が最善と判断をいたしました。

### 今後の事業計画について

この度の資金調達により、下記事業計画を平成27年3月期から平成28年3月期において実行することにより、経営基盤の安定化と将来に向けた成長を実現してまいります。

#### ・事業計画の内容

(1) スマートフォンアプリ開発及び収益化の推進

- a. ゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)の多言語版の開発と提供
- b. 当社グループが開発したPCオンラインゲームのスマートフォンアプリ版の開発と提供
- c. 当社グループが提供するスマートフォンゲームアプリの大規模プロモーションの実施等の積極的な販売促進
- d. 当社グループ未参入カテゴリのスマートフォンゲームアプリの開発と提供

## (2) 海外でのスマートフォンアプリ関連ビジネスの推進

- a. 外国人の日本のゲームオタク向けSNS(オンライン・コミュニティ)開発
- b. 日本企業が開発したアプリの海外展開の支援

### ・業績目標

上記事業計画のすべての実現により、3年後の平成29年3月期には(1)スマートフォンアプリ開発及び収益化の推進において、年間で売上高700百万円、営業利益200百万円、(2)海外でのスマートフォンアプリ関連ビジネスの推進において、年間で売上高300百万円、営業利益100百万円を目指し、当社グループのスマートフォンアプリ事業において、年間で1,000百万円、営業利益300百万円の増加を目指します。これらを実現することで、継続的な収益及び資金の確保による経営基盤の安定化を図り、獲得した資金を事業に再投資することで新たなアプリの開発や新規ビジネスを開拓することが可能となり、将来に向けた成長を実現できるものと考えております。

### 当社の現状について

当社は、代表取締役である菊川暁を割当先とした第三者割当増資により平成25年9月17日に88百万円、平成26年1月27日に99百万円を調達し、短期的な事業資金を確保いたしました。スマートフォンアプリ事業において、ゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)のiOS向け英語版の開発が遅延し、平成25年12月11日にiOS向け英語版のサービス提供開始、平成26年1月14日にAndroid向け日本語版のサービス開始をいたしました。iOS向けの他の言語版やAndroid向け英語版及び他の言語版のサービスの開始には至らずサービス提供に向けて開発を継続(なお、現時点でAndroid英語版は第4四半期に提供開始の予定であります。iOS向けの他の言語版とAndroid向けの他の言語版の開発及びサービス提供は本新株予約権による資金調達の実施後に開始する予定であります。)しており、資金支出が先行するとともに、第3四半期累計期間においても四半期純損失の計上となっております。別件第三者割当増資及び本新株予約権により、平成26年3月期末では現預金及び純資産が250百万円増加と財務体質強化となり、これにより当社の事業戦略推進の環境が整い、本新株予約権の行使により純資産の300百万円の増加と連結子会社の事業計画の実行のための資金確保となります。さらには、割当予定先であるOakキャピタル株式会社が持つ投資先企業の価値向上に向けた施策の実績と様々な経験や企業ネットワークを活かし、事業計画達成に向け邁進してまいります。

### 資金調達の方法として別件第三者割当増資及び本新株予約権を選択した理由について

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、別件第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、別件第三者割当増資により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係るアプリの開発開始時期やプロモーションの実施時期の変更や規模縮小や中止により、資金の支出予定時期や金額を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。



別件第三者割当増資及び本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して25.61%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、スマートフォンアプリ事業の成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると判断し、別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行による総額約5.5億円の資金調達を行うことを当社取締役会にて決議いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,595,800株に係る割当議決権数は15,958個となり、別件第三者割当により発行する株式の総数1,389,600株に係る割当議決権13,896個及び平成25年9月17日付の第三者割当増資の議決権5,500個並びに平成26年1月27日付の第三者割当増資の議決権4,160個を合算すると議決権の数は39,514個となり、平成25年8月30日における当社の議決権数106,230個に占める割合が37.20%(本新株予約権行使分:15.02%、別件第三者割当増資分:13.08%、平成25年9月17日付の第三者割当増資分:5.18%、平成26年1月27日付第三者割当増資分3.92%)となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

しかしながら、当社取締役会では、今回の資金調達により、スマートフォンアプリ事業の成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

別件第三者割当増資及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は514,140株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数1,595,800株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は3,250株となり、上記1日当たりの出来高の0.63%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、前記「第1募集要項 2新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり平成27年3月期におけるスマートフォンアプリ事業に必要な資金であること及び臨時株主総会の開催等のコストが嵩むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取締役の田中最代治及び社外監査役の鍛冶豊頭、江原淳、清水厚並びに東京桜橋法律事務所(東京都中央区八丁堀三丁目11番12号)代表/弁護士豊田賢治氏(当社の顧問弁護士ではなく、当社との関係はありません。)を選定し、事前に今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

以上の経緯を経て、発行決議日である平成26年3月13日に当社社外取締役の田中最代治及び社外監査役の鍛冶豊頭、江原淳、清水厚並びに弁護士豊田賢治氏より、「別件第三者割当増資及び本新株予約権の必要性及び相当性について検討した結果、今回の別件第三者割当増資及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

当社の経営状況及び財務状態から、近い将来に深刻な資金不足に陥ることが具体的に予想される状況にあるといえ、資金調達を行う高度の必要性が認められる。

別件第三者割当増資の発行は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、その発行価額の設定に合理性が認められる以上、資金調達の高度の必要性に照らして、やむを得ないものというべきである。

別件第三者割当増資の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

本新株予約権の払込金額は第三者機関の算定評価額と同額であり、その他適法性に疑義を生じさせる事情に接していないため、第三者機関の算定結果に信頼を置く限りにおいて本新株予約権の発行は適法と認められる。

本新株予約権は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、発行条件の合理性及び資金調達の高度の必要性が認められ、その希薄化によって貴社の支配権に変動が生じたり貴社の株主の実質的権利に重大な悪影響を生じさせたりするなどの事情も見出せないため、相当性が認められる。

本新株予約権の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

本新株予約権の払込金額は第三者機関の算定評価額と同額であり、その他適法性に疑義を生じさせる事情に接していないため、第三者機関の算定結果に信頼を置く限りにおいて本新株予約権の発行は適法と認められる。

本新株予約権は一定規模の希薄化をもたらすものであるが、発行条件の合理性及び資金調達の高度の必要性が認められ、その希薄化によって貴社の支配権に変動が生じたり貴社の株主の実質的権利に重大な悪影響を生じさせたりするなどの事情も見出せないため、相当性が認められる。

本新株予約権の割当予定先を選定した理由について、不合理な点は見当たらない。

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部 【公開買付けに関する情報】

#### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

#### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成25年6月24日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年9月17日 (注) 1	5,500	111,730	44,275	2,215,857	44,275	355,426
平成25年10月1日 (注) 2	11,061,270	11,173,000	-	2,215,857	-	355,426
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 (注) 3	300	11,173,300	45	2,215,902	45	355,471
平成26年1月27日 (注) 4	416,000	11,589,300	49,920	2,265,822	49,920	405,391
平成26年1月1日～ 平成26年3月12日 (注) 5	68,900	11,658,200	10,381	2,276,203	10,381	415,772

(注) 1. 第三者割当増資 発行価額16,100円 資本組入額8,050円 割当先 菊川曉

2. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に分割いたしました。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 第三者割当増資 発行価額240円 資本組入額120円 割当先 菊川曉

5. 新株予約権の行使による増加であります。

### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）及び四半期報告書（第21期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間に、新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 事業等のリスク

(1)～(6) 略

#### (7)第2回新株予約権の割当予定先について

割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果、交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

#### (8)資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成26年3月13日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第2回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

#### (9)株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成26年3月13日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社と当社代表取締役菊川曉を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第2回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は

11,658,200株であり、新株式の発行により、1,389,600株(議決権の個数13,896個)第2回新株予約権がすべて行使された場合、1,595,800株(議決権の個数15,958個)、平成25年9月17日付の第三者割当増資(平成25年8月30日取締役会決議)による550,000株(議決権の個数5,500個)、さらに平成26年1月27日付の第三者割当増資(平成26年1月10日取締役会決議)による416,000株(議決権の個数4,160個)の合計3,951,400株(議決権の個数39,514個)の新株式が発行されることにより、平成25年8月30日の当社の発行済普通株式総数10,623,000株(議決権の数は106,230個)に対して37.20%(議決権の総数に対する割合は37.20%)の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成25年6月26日 関東財務局長に提出

#### 提出理由

平成25年6月22日開催の当社第20回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

当社定款の一部変更をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	54,975個	227個	0個	99.5%	可決

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりであります。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年9月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失283,708千円及び四半期純損失249,049千円を計上し、当第3四半期連結会計期間末で84,519千円の債務超過となっている。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。



2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年1月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株の発行を決議し、平成26年1月27日に払込が完了した。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失261,930千円及び当期純損失610,130千円を計上している。また、当事業年度においても営業損失296,877千円及び当期純損失1,447,049千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 敦士	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 博久	印
--------------------	-------	-------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失100,933千円及び当期純損失512,967千円を計上している。また、当連結会計年度においても売上高が前連結会計年度に比べ49.1%減の2,169,795千円となり、営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。